

知事意見

「（仮称）館林大島地区工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書」に対する意見について

令和5年11月28日

1 大気環境について

- (1) 供用により工場等の騒音源が増えた場合に発生する低周波音に配慮した設計とすること。
- (2) 盛土の土質によって騒音が変化する可能性があることから、盛土の土質による騒音の影響を事前に予測及び評価することを検討すること。
- (3) 交差点における工事車両の発生・集中交通量（車種別、時間帯別）及び進入経路を制御することで、周辺住宅地への騒音及び振動に配慮した計画にすること。
- (4) 工事車両の騒音及び振動について、工事車両の発生・集中交通量（車種別、時間帯別）の平均値に標準偏差を加算して予測することを検討すること。さらに、準備書提出後に再予測した結果について、差が生じなかった根拠を示すこと。

2 水環境について

- (1) 準備書10ページ「図2.6-2 雨水排水計画図」に関し、仲伊谷田承水溝に平行して他の用水路があることから、下流の農地へ影響がないよう切り廻しを工夫するなどの対応を検討すること。
- (2) 調整池について、豪雨などにより溢水するおそれがあることに十分留意して設計すること。
- (3) 事業実施区域の周辺は優良農地であるため、工事の実施にあたっては事業実施区域の外に散水及び清掃に伴う排水が流出しないよう必要な措置を講じること。

3 地盤環境について

- (1) 盛土の設計について、豪雨などにより流出しないよう検討すること。
- (2) 事業実施区域の周辺は優良農地であるため、工事の実施にあたっては事業実施区域の外に土沙の流出及び粉じんの飛散が発生しないよう必要な措置を講じること。
- (3) 事業実施区域はかつて足尾銅山の公害被害を受けた場所であることから、工事の実施により、汚染土壌が掘り起こされる可能性があることに留意するとともに、掘り起こされた場合は周辺の農用地が汚染されることがないように、環境法令に基づき必要な措置を講じること。

4 生物環境について

- (1) 大島地区は絶滅のおそれのある野生生物が見られる地域であり、一部の環境でも失われることは大きな損失であることから、種の保全に加えて種が生育できる環境の保全等に可能な限り配慮すること。
- (2) ミズオオバコは保全対策(移植)の対象外としているが、「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物植物編(2022年改訂版)」の絶滅危惧Ⅱ類であり、平野域でも減少していることから、保全措置を検討すること。
- (3) 調整池は野生生物が生息できる環境になり得ることから、野生生物に十分配慮した環境配慮型護岸を採用するなど、自然と調和した設計を検討すること。
- (4) 事業実施区域内の植樹については、地域の潜在自然植生に配慮した植樹を検討すること。その際、地域の植生に詳しい者に相談した上で樹種などを決定すること。
- (5) 植物分野の環境を再現することは重要であり、湿地環境は絶滅のおそれのある野生生物の保全につながることから、調整池周辺を含めて例えば事業実施区域内に湿地環境を整備することなどを検討すること。
- (6) 植物を移植する場合、定着できないことがあるため、移植方法等を十分検討すること。

5 環境への負荷について

- (1) 準備書387ページ「表10. 1-1(6)環境影響結果の概要」の環境要因欄の有害物質の使用に関し、供用後の水害浸水時に有害物質が外部に流出しないよう進出企業に対して可能な限り浸水対策を求めること。
- (2) 盛土の作業中に、産業廃棄物が盛土に混入しないよう適切に管理すること。

6 人と自然との触れ合いについて

- (1) 建築物については、景観保全の観点から突出した色の使用は避け、周囲と調和した色調とすること。